

# 令和6事務年度における相続税の調査等の状況（鹿児島県版）

---

令和7年12月  
熊本国税局

## I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

## II 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

# I 相続税の調査等の状況

## 1 相続税の実地調査の状況

資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、相続税の実地調査を実施しました。

令和6事務年度においては、実地調査件数は87件（対前事務年度比126.1%）、追徴税額合計は3億3,900万円（同104.5%）と、いずれも増加しました。

### ○ 相続税の実地調査事績

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件	69	87	126.1
②	申告漏れ等の非違件数	件	59	76	128.8
③	非違割合 (②／①)	%	85.5	87.4	1.8
④	重加算税賦課件数	件	12	9	75.0
⑤	重加算税賦課割合 (④／②)	%	20.3	11.8	▲ 8.5
⑥	申告漏れ課税価格 <sup>(注)</sup>	百万円	2,032	1,651	81.2
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円	433	419	96.6
⑧	追徴税額	本税	百万円 280	百万円 292	104.2
⑨		加算税	百万円 45	百万円 48	106.6
⑩		合計	百万円 325	百万円 339	104.5
⑪	1実件地当た り調査	申告漏れ課税価格 (⑥／①) <sup>(注)</sup>	万円 2,945	万円 1,897	64.4
⑫		追徴税額 (⑩／⑪)	万円 470	万円 390	82.9

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「II 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

## 2 相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和6事務年度においては、接触件数は121件（対前事務年度比165.8%）、申告漏れ等の非違件数は37件（同142.3%）、申告漏れ課税価格は4億8,400万円（同138.3%）、追徴税額合計は3,700万円（同112.9%）と、いずれも増加しました。

### ○ 相続税の簡易な接触の事績

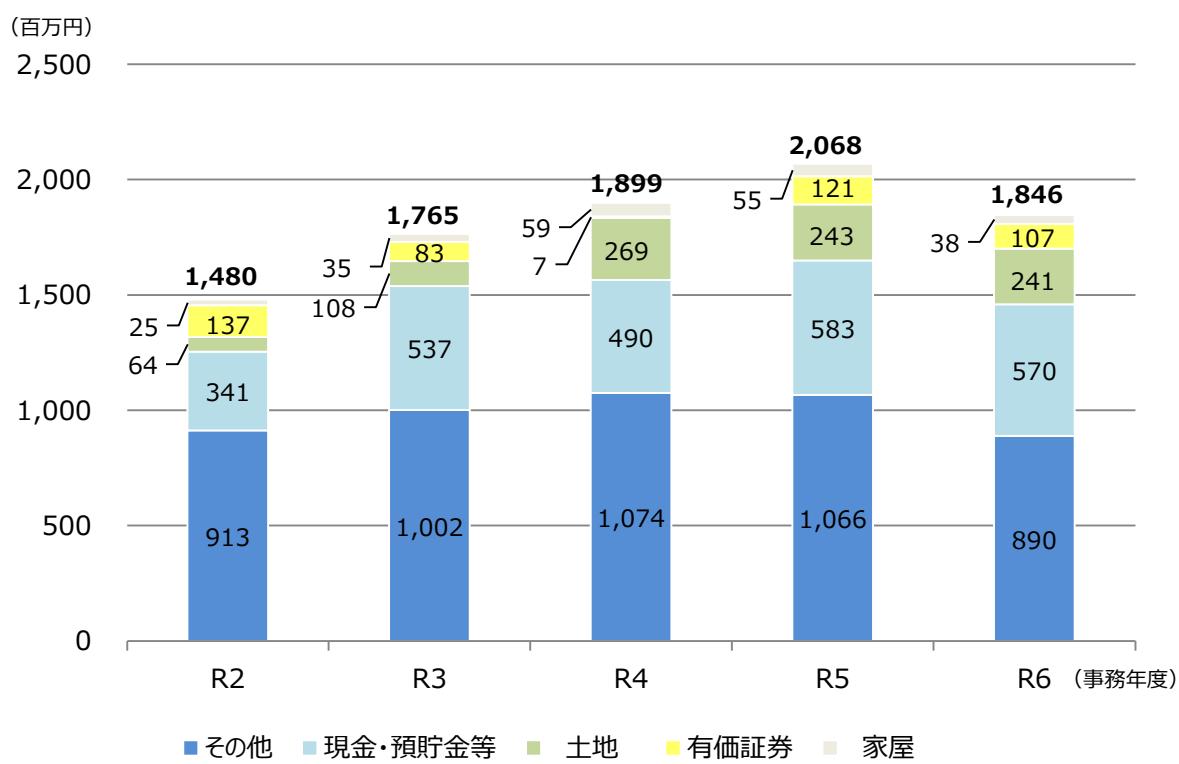
項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	簡易な接触件数	件	73	121	165.8
②	申告漏れ等の非違件数	件	26	37	142.3
③	申告漏れ課税価格	百万円	350	484	138.3
④ 追 徴 税 額	本税	百万円	30	34	114.3
	加算税	百万円	2	2	95.0
	合計	百万円	32	37	112.9
⑦	1簡易なた当たり接触件数 (③/①)	万円	479	400	83.4
⑧	追徴税額 (⑥/①)	万円	44	30	68.1

### ○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



## II 参考計表

### 1 申告漏れ相続財産の金額の推移



### 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

